

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松原市の人口は、高度経済成長において、大阪市などへの鉄道利便を背景とする急速な市街化の進展に伴って大きく増加したが、昭和60年頃から減少基調にあり、現在も緩やかな減少傾向が続いている。また、高齢化と少子化が進行しており、その進行の度合いは次第に大きくなっている。

松原市の産業は、農業、工業、商業のいずれにおいても産業規模の縮小が見られ、小規模の事業所が減少する一方で、中規模以上の事業所が増加している。

中小企業の特徴としては、金属製品・機械器具・食品・プラスチックなどの中小工場が多いことが特徴で、その中には特殊技術や独自技術を持つ企業も多数存在している。商業については、小売店舗等の店舗数は減少傾向にあるが、従業員数や販売額では大きな減少もなく、比較的大規模な店舗への移行が進んでいると考えられる。

松原市は、近鉄沿線で大阪市へ10分程度で行ける直結性、近接性が大きな特徴で、さらに、高速道路や幹線道路、阪神高速大和川線の整備によって、他府県を含めた広域交通網への直結性が非常に高まっている。そのため、近年は、特に食料品製造業のシェアが高く、また、卸売業の占める割合が非常に高いことから、広域物流の利便性が反映されていると考えられる。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して、松原市企業立地促進制度に市内企業特例を設け、事業所の新設・増築や設備の新設・更新等への奨励金交付事業等を講じ、新たな設備投資を後押しすることで、さらなる市内中小企業の生産性の向上を目指している。

(2) 目標

本計画に沿って先端設備等を導入することで、経営規模の拡大を図り、それに伴って雇用創出や従業員の生活基盤の安定に繋がるように支援する。

これを実現するための目標として、計画期間中に24件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松原市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松原市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松原市の産業は、駅周辺や幹線道路沿いだけでなく、市内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松原市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

松原市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松原市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市（町村）全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・市税や公共料金を滞納していないこと。
- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。